

令和3年(2021年)12月1日
 子ども文教委員会資料
 子ども教育部子ども・教育政策課
 子ども教育部保育園・幼稚園課
 子ども教育部子育て支援課
 子ども・若者支援センター児童福祉課
 子ども教育部子ども特別支援課

(第78号議案、第79号議案、第82号議案、
 第83号議案、第84号議案、第86号議案、
 第87号議案、第88号議案、第89号議案)

児童相談所の設置に係る条例の制定等について

令和3年8月6日、児童福祉法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第228号)が公布され、区は令和4年4月1日に児童相談所設置市となることとなった。

児童相談所の設置に伴い、下記議案を提案する。

記

議案名	主な内容	施行期日
第78号議案 中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	児童福祉法第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の一般原則、非常災害対策、職員の一般的要件、虐待等の禁止等について定める。	令和4年4月1日
第79号議案 中野区児童福祉審議会条例	児童福祉法第8条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条の規定に基づく児童福祉審議会を設置し、所掌事項、組織、委員等について定める。 ※ 児童福祉審議会の設置に伴い、附則で関係条例の規定整備を行う。(新旧対照表参照)	令和4年4月1日 (一部は公布の日)
第82号議案 中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備運営基準の目的、学級の編制の基準、職員の配置の基準等について定める。	令和4年4月1日

第83号議案 中野区幼保連携型認定 こども園以外の認定こ ども園の認定の要件に 関する条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の類型、学級の編制の基準、職員の配置の基準、保育従事職員の資格等について定める。	令和4年4月1日
第84号議案 中野区小児慢性特定 疾病審査会条例	児童福祉法第19条の4第1項の規定に基づく小児慢性特定疾病審査会を設置し、所掌事項、組織、会長等について定める。	令和4年4月1日 (一部は公布の日)
第86号議案 中野区児童相談所設置 条例	児童福祉法第12条第1項の規定に基づく児童相談所を設置し、名称、位置、所管区域等について定める。	令和4年4月1日
第87号議案 中野区指定障害児通所 支援の事業等の人員、 設備及び運営の基準等 に関する条例	児童福祉法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について定める。	令和4年4月1日
第88号議案 中野区指定障害児入所 施設等の人員、設備及 び運営の基準等に関す る条例	児童福祉法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等について定める。	令和4年4月1日
第89号議案 児童自立支援施設に係 る事務の委託について	地方自治法第252条の14第1項の規定により規約を定め、児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設に係る事務を東京都に委託する。	令和4年4月1日

【附則第3項関係】中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(設備及び運営の向上等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 中野区長は、<u>中野区児童福祉審議会条例(令和3年中野区条例第 号)第1条に規定する中野区児童福祉審議会</u>の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条～第21条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(設備及び運営の向上等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 中野区長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見</u>を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条～第21条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

【附則第4項関係】中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(設備及び運営の向上等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 中野区長は、<u>中野区児童福祉審議会条例(令和3年中野区条例第 号)第1条に規定する中野区児童福祉審議会</u>の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条～第21条 (略)</p> <p>第2章～第5章 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(設備及び運営の向上等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 中野区長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見</u>を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条～第21条 (略)</p> <p>第2章～第5章 (略)</p> <p>附則 (略)</p>